

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第9号

(所 管) 地域教育支援部 地域教育振興課

件 名	堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	学校施設開放事業において利用登録できる対象学校の数の限度及び有効期間の特例について教育長が定めることができる旨規定上明確化するとともに、申請手続について規定の整備を図るために所要の改正を行うものであること。
議案(報告)の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 利用登録することができる開放学校の数について、教育長が定める数を限度とする旨規定するもの (2) 利用登録の有効期間の末日について、開放学校の実施に関し変更等が生じたときは、教育長が別に定める日までとするもの (3) 申請書の提出に係る手続等について、規定上明確化を図るもの 2 施行期日 令和8年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他()

議案第9号

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について、次のとおり改正する。

令和8年3月27日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和57年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、利用登録の対象とすることができる開放学校の数は、教育長が定める数を限度とする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が別に定める事由により開放事業に係る実施期間又は登録要件の変更が必要と認められるときは、教育長が別に定める日までとする。

第6条第4項中「登録承認書を」の次に「運営委員会を通じて」を加え、同条第5項中「速やかに」の次に「運営委員会を通じて」を加え、同条第7項中「使用許可書を」の次に「運営委員会を通じて」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和57年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用の登録等)</p> <p>第6条 開放事業を利用しようとするものは、あらかじめ登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録（以下「登録」という。）の有効期間は、当該登録を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p>3 登録を受けようとするものは、登録申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。</p> <p>4 教育長は、登録をしたときは、登録承認書を申請者に交付する。</p> <p>5 登録を受けたものは、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに教育長に届け出なければならない。</p> <p>6 開放施設を使用しようとするものは、使用許可申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。</p> <p>7 教育長は、開放施設の使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。</p>	<p>(利用の登録等)</p> <p>第6条 開放事業を利用しようとするものは、あらかじめ登録を受けなければならない。<u>この場合において、利用登録の対象とすることができる開放学校の数は、教育長が定める数を限度とする。</u></p> <p>2 前項の登録（以下「登録」という。）の有効期間は、当該登録を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。<u>ただし、教育長が別に定める事由により開放事業に係る実施期間又は登録要件の変更が必要と認められるときは、教育長が別に定める日までとする。</u></p> <p>3 登録を受けようとするものは、登録申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。</p> <p>4 教育長は、登録をしたときは、登録承認書を<u>運営委員会を通じて</u>申請者に交付する。</p> <p>5 登録を受けたものは、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに<u>運営委員会を通じて</u>教育長に届け出なければならない。</p> <p>6 開放施設を使用しようとするものは、使用許可申請書を運営委員会を通じて教育長に提出しなければならない。</p> <p>7 教育長は、開放施設の使用を許可したときは、使用許可書を<u>運営委員会を通じて</u>申請者に交付する。</p>